

岩手県告示第844号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年10月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社寺館建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮一丁目13番21号
 - ウ 代表者の氏名 寺館晴夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第2689号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年10月4日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年10月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社和賀工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市有田町8番18号
 - ウ 代表者の氏名 菊池昭俊
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第2797号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年10月15日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年10月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三進工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井22地割3番地178
 - ウ 代表者の氏名 及川喜代司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第3948号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年10月6日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年10月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社倉岡
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町鳥海字細田29番地
 - ウ 代表者の氏名 倉岡茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第10116号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年10月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。